

令和8年4月17日

指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防通所介護サービス事業者の指定取消しについて

1 趣旨

介護保険法（以下「法」という。）に基づき、次のとおり指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防通所介護サービス事業者の指定の取消処分を行いましたので、お知らせします。

2 対象事業者

- (1) 法人の名称 株式会社イブキ
- (2) 法人の代表社 代表取締役 若宮 健二
- (3) 法人の所在地 富山市開671番地

3 対象事業所

- (1) 事業所の名称 デイサービスいずみ
- (2) 事業所の所在地 富山市西大泉2番2号
- (3) サービスの種類 地域密着型通所介護、介護予防通所介護サービス
- (4) 定員 18名
- (5) 指定年月日 平成30年12月1日

4 処分の内容

- (1) 内容 指定の取消し
- (2) 処分年月日 令和8年4月17日
- (3) 指定取消年月日 令和8年4月30日(取消処分の効果は指定年月日に遡及します)

5 処分理由

- (1) 不正の手段による指定（法第78条の10第1項第11号及び第115条の45の9第1項第5号）

常勤の生活相談員として勤務できる見込みがないことが明らかであったにもかかわらず、常勤の生活相談員として勤務させているかのように申請書等に虚偽の記載をし、富山市に指定更新申請を行い、これをもって人員基準を満たさないまま不正に事業所に係る指定の更新を受けました。
- (2) 虚偽報告（法第78条の10第1項第9号及び第115条の45の9第1項第3号）

法第78条の7第1項及び第115条の45の7第1項の規定に基づき実施した監査（以下「監査」という。）において、当該生活相談員が勤務していないにもかかわらず、勤務しているかのような虚偽の内容を記載した出勤簿を提出しました。

6 指定取消しに伴う利用者への対応

事業者において、利用者全員の意向を確認し、引き続きサービスの利用を希望される方に関しては、他事業所の利用を調整するなど適切に行われるよう、市から事業者に対し、指導します。

なお、当該事業所は、令和8年4月30日付けで指定を取り消されることにより、当該法人による運営を終了するものの、令和8年5月からは、事業譲渡を受けた別法人が同事業所名で運営を行う予定としています。